

証券投資信託の信託終了（予定）のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成30年4月27日をもって信託を終了（繰上償還）する予定ですのでお知らせします。

記

1. 対象となる証券投資信託の名称

- ・ i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）
 - ・ i-mizuho 先進国インフレ連動債券インデックス
 - ・ i-mizuho オーストラリア債券インデックス
 - ・ i-mizuho ハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）
 - ・ i-mizuho 先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）
 - ・ i-mizuho 欧州株式インデックス
 - ・ i-mizuho オーストラリア株式インデックス
 - ・ i-mizuho 東南アジア株式インデックス
 - ・ i-mizuho 中国株式インデックス
 - ・ i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）
- （上記ファンドを総称して、以下「各ファンド」といいます。）

2. 信託終了（繰上償還）の理由

各ファンドの受益権口数が、当該投資信託約款に定められた口数を各々下回っており、現在の純資産総額では適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、投資信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

3. 償還予定日

平成30年4月27日

4. 諸手続について

これらの信託終了（繰上償還）にあたっては、平成30年3月20日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。平成30年2月6日時点の各ファンドの受益者の皆様に対して、後日、「議決権行使書面」を送付いたしますので、当該書面決議について議決権を行使される方は、平成30年3月19日（必着）までに、必要事項をご記入の上、弊社にご送付ください。なお、議決権を行使されない場合は、投資信託約款の規定により、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなされます。

各ファンドの信託終了については、各々のファンドの書面決議において議決権を行使することができる受益者（平成30年2月6日時点の受益者を指します。）の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます（各ファンド毎に集計いたします。）。

以上

平成30年2月2日

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
ブラックロック・ジャパン株式会社